⑵ Classification of the services to be procured : 42

⑶ Subject matter of the contract : Soil investigation at the harbor road, (second mechanic ward), Port of Kobe

⑷ Time-limit to express interests : 14 : 00 3 July 2017

⑸ Time-limit for the submission of proposals : 14 : 00　23 August 2017

⑹ Contact point for documentation relating to the proposals : Accounting and Procurement Division, General Affairs Department, Kinki Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 29 Kaigandori Chuo-ku Kobe-city, 650―0024, Japan TEL 078―391―7576

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり企画提案書の提出を招請します。

平成29年6月23日

分任支出負担行為担当官

中部地方整備局

三重河川国道事務所長　川村　謙一

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　24

○第１号

1　業務概要

⑴　品目分類番号　42

⑵　業務名　平成29年度　鈴鹿川横断工作物改築検討業務（電子入札対象案件）

⑶　業務内容　本業務は、鈴鹿川の支川合流を考慮した河川横断工作物（鈴鹿川第一頭首工・第二頭首工）の改築（統合化）に向けた過年度に検討された基本諸元を基にして、河道模型実験を使用して流況把握等を行い、河道計画検討ならびに頭首工の予備設計を行うとともに、頭首工から取水受益地までの配水路（パイプライン）計画について検討を行うものである。

⑷　履行期間　契約締結日の翌日から平成31年２月28日まで

2　入札方式等

本手続きは、参加表明書及び企画提案書を同時に提出し、電子入札システムで行う業務である。電子入札システムで使用できるＩＣカードは、代表者又は入札・見積権限及び契約締結権限について年間委任状により委任を受けた者のＩＣカードのみである。

なお、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。詳細については説明書による。

3　企画提案書の提出者として選定されるために必要な要件

企画提案書の提出者は、以下に示す要件を満たす全ての者を選定する。

企画提案書の提出者として選定した者には、選定通知書を電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札方式による参加者については書面により通知する。なお、選定通知の日は別表①を予定している。

⑴　基本的要件　参加表明書を提出する者（以下、「参加表明者」という。）は、次の①に掲げる資格を満たしている単体企業又は②に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

①　単体企業

ア　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

イ　中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における土木関係建設コンサルタント業務に係る平成29・30年度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）

ウ　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（イの再認定を受けた者を除く。）でないこと。

エ　参加表明書の提出期限の日から見積合わせの時までの期間に中部地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止の措置を受けていないこと。

オ　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

※①イに掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者も参加表明書及び企画提案書を提出することができるが、選定通知の日までには当該資格の認定を受けていなければならない。

②　設計共同体　①に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成29年６月23日付け中部地方整備局長）に示すところにより中部地方整備局長から平成29年度鈴鹿川横断工作物改築検討業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格の認定を受けている又は申請を行っていること。

なお、設計共同体で参加する場合、管理技術者は設計共同体の代表者から配置されていること。

⑵　資本関係及び人的関係に関する要件　参加表明書を提出しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

①　資本関係　以下のいずれかに該当する二者の場合。

ア　子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。㈠において同じ。）と親会社等（同条第４号の２に規定する親会社等をいう。㈠において同じ。）の関係にある場合

イ　親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

②　人的関係　以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、㈡については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第２条第７項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

ア　一方の会社等の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあっては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

イ　一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第２項又は会社更生法第67条第１項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

ウ　一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③　その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合　組合（設計共同体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

⑶　業務実施体制に関する要件　参加表明書に示される業務実施体制に関し、次の事項に該当しないこと。

①　再委託の内容が、主たる部分の場合。

②　業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。

③　設計共同体による場合に、業務の分担構成が細分化され過ぎている場合、一の分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合。

⑷　参加表明者の業務実績に関する要件　参加表明書を提出する者は、平成19年度以降公示日までに完了した以下に示す同種又は類似業務（再委託による業務の実績は含まない。）において、１件以上の実績を有していること。なお、設計共同体による実績の場合、分担業務の実績を実績として認める。ただし、業務の実績のうち地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の場合は実績として認めない。